

蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

平成 19 年 3 月 30 日

規則第 1 号

（一般廃棄物処理業の許可申請）

第 17 条 条例第 23 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第 16 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- （1）戸籍抄本原本（法人にあつては定款及び登記簿謄本原本）
- （2）申請者が法 7 条第 5 項第 4 号イからへまで及びチからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- （3）従業員名簿
- （4）事業の用に供する施設、車庫等の所在地及び付近の見取図
- （5）身分証明書原本（申請者及び使用人すべてのもの。法人にあつては、これに加え、すべての役員のもの。）
- （6）許可申請書に押印する印鑑の印鑑証明書原本（法人にあつては代表者の印鑑登録証明書原本）
- （7）その他管理者が必要と認める書類及び図面  
（一般廃棄物処理業の変更の許可申請）

第 18 条 条例第 24 条第 1 項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書（様式第 17 号）を管理者に提出しなければならない。

（廃止又は変更の届出等）

第 19 条 条例第 24 条第 2 項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。

（1）一般廃棄物の収集及び運搬又は処分の事業の全部若しくは一部を廃止した場合は、一般廃棄物処理業廃（休）止届出書（様式第 18 号）に許可証を添えて、管理者に提出するものとする。

（2）住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）第 2 条の 6 第 1 項に規定する事項を変更した場合は、一般廃棄物処理業変更届出書（様式第 19 号）を管理者に提出するものとする。

2 前項に規定する事項の届出書の提出期限は、当該廃止又は変更の生じた日から 10 日以内とする。

3 法第 7 条の 2 第 4 項に該当するに至った場合は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書（様式第 20 号）により欠格要件に該当するに至った日から 2 週間以内に管理者に提出しなければならない。

(申請事項等の変更)

第 20 条 前条各号に定めるもののほか、申請者は第 17 条の規定による申請事項の記載事項に変更が生じたときはその事実が生じた日から 15 日以内に許可申請事項変更申請書(様式第 21 号)を管理者に提出し、承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の申請内容を承認したときは、許可申請事項変更承認通知書(様式第 22 号)により通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可の基準)

第 21 条 条例第 25 条第 2 項に規定する許可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)法第 7 条第 5 項各号又は同条第 10 項各号(これらの規定を法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)に適合していること。

(2)申請者が、埼玉県内に住所を有する者(法人にあっては県内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。

(3)申請者が、自らその事業を実施するものであること。

(4)申請者の直前 2 年の各事業年度における市町村民税(法人にあっては法人市町村民税)及び組合業務の拠点となる事業所の固定資産税に未納税額がないこと。

(5)その他管理者が必要と認める事項に適合していること。

(許可証の交付等)

第 22 条 条例第 25 条第 1 項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物処理業許可証(様式第 23 号)とする。

2 前項の許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、当該許可証を紛失し、又はき損したときは、条例第 25 条第 4 項の規定により、直ちに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第 24 号)を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

(許可証等の返納)

第 23 条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに一般廃棄物処理業許可証を管理者に返納しなければならない。

(1)許可期間が満了したとき。(法第 7 条第 8 項の規定に該当する場合は除く。)

(2)一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を取り消されたとき。

(3)一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を廃止したとき。

(4)変更の許可を受けたとき。

(5)事業の全部の停止を命ぜられたとき。

(6)許可証のき損により再交付を受けたとき。

(7)許可証の再交付を受けた後に、亡失した許可証を発見したとき。

(8)正当な理由がなく、3ヶ月以上組合の処理施設に搬入を行わないとき。

(検査の実施)

第 24 条 管理者は、法、条例又はこの規則に違反しているか否かを確認するために、許可業者の業務に対して、検査を行うことができる。

(許可の取消し等)

第 25 条 管理者は、条例第 27 条の規定により、許可業者の許可を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（様式第 25 号）又は業務停止命令書（様式第 26 号）により行うものとする。

2 前項の許可の取消し等の処分の基準は別に定める。

3 第 1 項の規定によりその許可を取り消し、又は停止を命じたために申請者に損害を及ぼすことがあっても、管理者は、その責任を負わない。

（浄化槽清掃業の許可申請）

第 26 条 条例第 28 条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第 27 号）を次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（1）定款又は寄附行為及び登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し）

（2）申請者が浄化槽法第 36 条第 1 第 2 号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

（3）環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 11 条第 1 項各号に該当する旨を記載した書類

（4）従業員名簿

（5）事業の用に供する施設、車庫等の所在地及び付近の見取図

（6）身分証明書原本（申請者及び使用人すべてのもの。法人にあっては、これに加え、すべての役員のもの。）

（7）許可申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書原本（法人にあっては、代表者の印鑑登録証明書）

（8）その他管理者が必要と認める書類及び図面

（許可証の交付）

第 27 条 条例第 30 条の規定により交付する許可証は、浄化槽清掃業許可証（様式第 28 号）とする。

2 前項の許可証の交付を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、条例第 30 条の読み替え規定による条例第 25 条第 4 項の規定により、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第 29 号）を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

（廃止又は変更の届出等）

第 28 条 条例第 29 条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。

（1）浄化槽清掃業の廃止の届出は、浄化槽清掃業廃（休）止届出書（様式第 30 号）に許可証を添えて、管理者に提出するものとする。

（2）浄化槽清掃業の変更の届出は、第 26 条に定める申請書又は添付書類の記載事項のうち変更があったものにつき、その内容及び変更年月日を記載した浄化槽清掃業変更届出書（様式第 31 号）を管理者に提出するものとする。

2 前項に規定する事項の届出書の提出期限は、当該廃止又は変更の生じた日から 30 日以内とする。

3 浄化槽法第 36 条第 2 項各号に該当するに至った場合は、浄化槽清掃業欠格要件該当届出書（様式第 32 号）により欠格要件に該当するに至った日から 2 週間以内に管理者に提出しなければならない。

（準用）

第 29 条 第 25 条の規定は、浄化槽清掃業の許可の取消し等において準用する。この場合において、第 25 条中「許可業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。

（処理業許可審査会）

第 30 条 管理者は、条例第 23 条及び第 28 条に規定する許可証の交付に関する事項を審査するため、処理業許可審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 管理者は、前項の審査会に関し必要な事項は別に定める。